

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)
- 県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)
- 一般国道の区域の変更(道路課)
- 一般国道の供用の開始( )
- 都市計画の変更予定(五件)(都市計画課)
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 調達公告 落札者の決定(会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中尾 裕美	鳥薬一〇五八	平成十年一月八日

### 鳥取県告示第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営は場整備事業江尾・宮市地区区画整理)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十年一月二十六日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第二十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成十年一月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前後別	変更に 前後別		
四八二号	変更前	八頭郡若桜町大字春米字堂ノ元一七三―一地先から同大字字下クコ三二地先まで	四・二 二一・三	四〇三・一
	変更後	八頭郡若桜町大字春米字堂ノ元一七三―一地先から同大字字下クコ三二地先まで 八頭郡若桜町大字春米字堂ノ元一八七地先から同字二二―一―一地先まで	九・二 二八・六	三五五・六 一四二・〇

**鳥取県告示第二十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成十年一月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
四八二号	八頭郡若桜町大字春米字堂ノ元一七三―一地先から同大字字下クコ三二地先まで	平成十年一月二十三日

**鳥取県告示第二十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年一月二十三日から同年二月六日まで関金町役場（東伯郡関金町大字大鳥居一九三―一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年二月六日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画道路三・四・六号関金中央線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分

東伯郡関金町大字関金宿字山王河原、字横路、字宮ノタワ、字大工前及び字法大神並びに大字大鳥居字地堂及び字竹鼻  
変更する部分

東伯郡関金町大字関金宿字中道端

**鳥取県告示第二十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案及び当該都市計画に係る環境影響評価準備書は、平成十年一月二十三日から同年二月六日まで東伯町役場（東伯郡東伯町大字徳万五九一―二）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年二月六日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路一・三・一号東伯淀江線

二 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分

東伯郡東伯町大字槻下字下宮尻、字下松尾、字神楽谷、字御立、字鎗免、字千賀助、字東松尾、字小垣、字東神楽谷、字西神楽谷、字石橋、字上薬師、字明ヶ平及び字西山、大字中尾字徳三垣、字舞ノ免、字下野際、字下ノ谷及び字荒木田、大字上伊勢字神子田、字東松山及び字西松山、大字浦安字伊勢分及び字元伊勢、大字下大江字四反田、字東中原代及び字中原代、大字三保字日和垣、字清水田、字井尻、

字水尻、字上白山、字一本木、字東中江、字針屋垣、字西中江、字中河原、字大河原、字神明田、字野露及び字下滝峯平ル、大字田越字井園地頭、字井園地東峯、字五輪谷、字井園地中ゾネ、字新三林、字長田平ラ、字榊市、字西榊市、字大エゴ、字吹上げ及び字若屋峯、大字笠見字東神楽平ラ、字下枝谷口、字東神楽、字中道東山上、字中道東山下、字中道西山上、字西神楽及び字御木山並びに大字八橋字鏡鑄谷頭、字久蔵谷、字久蔵峯、字久蔵峯北、字竜王頭、字荒島、字蝮谷、字穴谷頭、字牛飼谷口、字御建山東、字御建山西、字中嶋田、字上栗子、字栗子ノ南、字三本松、字下三本松、字西三本松、字南丸山、字北三本松及び字西丸山

**鳥取県告示第二十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案及び当該都市計画のうち東伯淀江線に係る環境影響評価準備書は、平成十年一月二十三日から同年二月六日まで赤碕町役場（東伯郡赤碕町大字赤碕一四二―三）及び中山町役場（西伯郡中山町赤坂六六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年二月六日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

赤碕都市計画道路一・三・一号東伯淀江線、三・五・五号梅田金屋線

二 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分

1 一・三・一号東伯淀江線

東伯郡赤碓町大字別所字三谷、字中峯、字三谷西平、字野畑、字野畑尻、字笹尾西峯、字笹尾谷、字京免、字漆原野、字上漆原、字二夕磴、字狐谷野及び字二夕石橋西平、大字松谷字西向山、字杉谷東平、字杉谷頭東平、字中峰、字西中峰、字鍛冶屋田、字杉谷、字北田、字屋敷、字堂ノ前、字堤ノ上、字桑ノ木、字溝上、字西峰、字下西峰及び字江古谷、大字赤碓字東高野東、字東高野西、字小谷頭、字小谷堤ノ上、字山ノ内、字西高野西、字小谷西、字オノ木納屋田ノ上、字オノ木細道ノ東、字オノ木、字西谷堤ノ上、字地藏面頭、字柏谷詰、字柏谷詰西、字畑ノ東、字中土手、字屋敷田、字前田、字屋敷、字智光寺田及び字溝マタゲ、大字八幡字前原、字東木ノ下、字下荒堀、字西木ノ下、字上荒堀、字豆尻、字清元田、字免垣、字王神ノ上、字東仲田、字西仲田、字八幡ノ後口、字上公文給及び字芝原、大字光字老本松、字大加布毛、字船上田、字樋掛り及び字下黒見、大字湯坂字西南原、字上ノ田井、字宮ノ前、字長谷口瀧、字長谷口東平、字中瀧ノ下、字長谷口西平、字ヒイガ谷入口東平及び字ヒイガ谷東平、大字鮑津字勝負谷、字ヒイガ谷及び字赤坂谷平並びに大字梅田字本谷東平、字上乳母ヶ谷、字東前谷中峯、字二郎四田、字本谷中峯、字中峯、字村之上、字村ノ谷奥西平、字後谷、字萱峯、字西ノ谷奥、字西谷、字西谷西平及び字六ツ塚並びに西伯郡中山町八重字萱屋ノ峯、字萱尾、字中峯、字大和塚、字七郎塚及び字広田、米田字六塚原、樋口字西野末、字吳和井田、字清水田、字堂田、字塚田及び字五反田、石井垣字前河原、字河原、字地堂平、字陣場之谷、字山田平、字山田及び字中峯、潮音寺字山田之向、赤坂字上中峯、下甲字退休原及び字小松谷渡瀬ノ南、住吉字平野及び字中平野、殿河内字岩屋ノ前、字ススシバ、字出口、字瀧ノ下、字道端、字フケ山根、字日出峯、字山崎、字ウルミ谷及び字天神峯、下市字要害ノ峯、字林ノ峯東通、字大平ル、字下開、字上開、字築地ノ峯東通、字前築地、字上前築地、字妙砂及び字秀ノ前並びに松河原字上奥田及び字西奥田

2 三・五・五号梅田金屋線  
追加する部分

西伯郡中山町米田字六塚原、字野新畑西南、字内新田及び字下沢尻並びに田中

字西上野口、字川上、字林ノ原、字鍛畑、字金屋西、字屋敷下通及び字鍛野

鳥取県告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案及び当該都市計画のうち東伯淀江線に係る環境影響評価準備書は、平成十年一月二十三日から同年二月六日まで名和町役場（西伯郡名和町大字御来屋三二八）、大山町役場（西伯郡大山町国信五五〇―一）及び淀江町役場（西伯郡淀江町大字西原一―二九―一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年二月六日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
    - 淀江都市計画道路一・三・一号淀江米子線、一・三・二号東伯淀江線、三・五・一号今津福岡線（変更前三・五・一号今津線）、三・五・六号名和西坪線
  - 二 都市計画を変更する土地の区域
    - 1 一・三・一号淀江米子線
      - 削除する部分
        - 西伯郡大山町安原字北尾境、字溝尻、字孫市、字寺内境、字朝引、字坊川、字的場、字大垣及び字細道並びに西伯郡淀江町大字福岡字寺田、字倉常、字学堂、字隅田、字新地造、字分田及び字鯖田並びに大字今津字上谷、字八反田及び字塚田
- 2 一・三・二号東伯淀江線

追加する部分

西伯郡名和町大字豊成字大谷峯、字大谷、字山峯、字古屋敷、字上金井谷峯、字狐ヨゴ、字茂九郎持峯、字上神原及び字叶林、大字倉谷字荒田、字新座林、字原屋敷、字外林、字引地、字上中田、字西中田、字牛前平、字代古屋、字客ノ前及び字東谷平、大字小竹字東谷平ら、字上鷹ノ尾、字西鷹ノ尾、字仁蔵兵衛、字繩手ノ下、字上宮尾平ら、字下宮尾平ら、字上宮尾及び字下西谷平ら、大字東坪字上八幡田、字棚田、字棚田ノ上、字上中峯、字東大ヨゴ及び字中林、大字西坪字岩屋谷、字上馬山谷、字箱根谷、字中々畝、字上中畝、字下奥谷、字下馬駄ヶ峯、字上馬駄ヶ峯及び字上高尾原、大字名和字下大狼谷、字中畝、字大谷、字中疇、字上菖蒲谷、字小谷、字西菖蒲谷、字五輪ノ東下、字東八重谷、字西八重谷、字小三林、字衣裳谷、字乙ヶ谷、字東穴田、字河掘、字上飛田、字山崎、字飛田及び字宮ノ下、大字加茂字飛田、大字門前字倉垣、字若宮、字上屋敷、字俊谷、字鎮守山、字菖蒲田、字下大畑、字岡ノ前、字瀧ノ前、字下長野、字中長野及び字長野、大字古御堂字水谷、字新林、字上前場、字金蔵ヶ平ル及び字前決、大字茶畑字二反田平、字谷田、字片吹、字啓造、字六反田、字塚田及び字上ノ垣並びに大字押平字中笹尾、字上笹尾、字笹尾山、字尾無、字小坂平ル、字橋詰、字下中屋敷、字大明、字中田、字塚田、字前塚田、字上ノ田及び字上ノ田地先並びに西伯郡大山町所子字押平道ノ上、字中河原、字甲原、字更田及び字宮側、平木字宮川、字小沢及び字向神田、清原字中千万、字中坪、字下河原、字本堂及び字大仙原、唐王字上神田、字大窪田及び字木町、稲光字宮ノ上、妻木字實光、字綿打原、字八幡前、字澤田、字坪根垣、字法大神、字折居、字森田、字向田、字大谷口及び字文珠ノ前、富岡字竹造、字谷、字播磨洞及び字池下並びに安原字五反田、字山崎、字山下、字細道、字北尾境、字溝尻、字孫市、字寺内境、字朝引、字坊川、字太田及び字的場並びに西伯郡淀江町大字福岡字鯖田、字分田、字隅田、字新地造、字学堂、字倉常及び字寺田

3  
三・五・一号今津福岡線  
追加する部分

西伯郡淀江町大字今津字塚田、字八反田及び字上谷並びに大字福岡字鯖田並びに西伯郡大山町安原字大垣、字的場、字朝引、字寺内境、字溝尻及び字北尾境

4  
三・五・六号名和西坪線  
追加する部分

西伯郡名和町大字西坪字矢ヶ坪、字原口、字下原口及び字吹上、大字名和字西菖蒲谷、字池田ノ上、字下菖蒲谷及び字池田疇並びに大字御来屋字上平林、字上野中平、字上住還端、字東向坂、字西向松、字下住還端、字中野中平及び字東大草松

鳥取県告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年一月二十三日から同年二月六日まで東郷町役場（東伯郡東郷町大字龍島五〇〇）及び羽合町役場（東伯郡羽合町大字久留一九一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年二月六日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称  
都市計画公園九・七・一号東郷湖羽合臨海公園
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
東伯郡羽合町大字長瀬字新川前

教育委員会告示

教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十年一月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 田 田 稔

- 一 日時 平成十年一月二十六日(月)午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
  - 1 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について
  - 2 その他

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年1月23日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1	調達件名及び数量	(1) 会議用テーブル 会議用いす 台車	453台 61脚 10台
		(2) スタッキングチェア 折り畳み式いす 台車	912脚 1,734脚 77台
2	調達方法	物品等の購入	
3	契約方式	一般競争入札	
4	落札決定日	平成9年12月24日	
5	落札者の氏名及び住所	(1) 会議用テーブルほか 小西商事株式会社 米子市西三柳2385-5 (2) スタッキングチェアほか 株式会社玉屋鳥取支店 鳥取市湖山町東三丁目93	
6	落札価格	(1) 会議用テーブルほか 30,030,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。) (2) スタッキングチェアほか 45,330,180円(消費税額及び地方消費税額を含む。)	
7	入札公告日	平成9年11月14日	
8	落札方式	最低価格落札方式	
9	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県出納局会計課 鳥取市東町一丁目220	